

大船行政センター給水装置点検仕様書

(業務の目的)

第1条 本業務は対象機器の定期点検及び緊急出動点検を実施するものです。

(業務の内容)

第2条 受託者は別表に示す対象機器について、年2回の定期点検業務を実施し、対象機器の機能維持を図るものとする。

2 万一故障等の異常が発生した場合、委託者の要請により速やかに技術者を派遣し、適切な緊急出動点検を行うものとする。

(修理等の費用)

第3条 前条の緊急出動点検の費用は受託者の負担とする。ただし、ここでいう点検とは機器及び配管系等における分解及び部品交換を伴わない外観点検、作業点検及び調整作業の範囲とします。部品交換、機器の分解修理、パイプラインの分解修理、機器更新などの修理は本業務の範囲外とします。

2 受託者の点検、修理に帰責事由があり、これに起因する不具合が生じた場合、受託者は無償で当該不具合が生じた対象機器の再点検または再修理を行うものとする。ただし、その他の責は負担しないものとする。

(契約の適用外事項)

第4条 次の事項は契約の適用範囲外とし、委託者の負担とします。

- (1) 委託者の点検結果、修理が必要と認められた場合の修理費用及び部品代金
- (2) 委託者の不注意及び不適当な使用や管理、及び天災地変に起因する故障、損害。
- (3) 受託者の指定によらず第三者の取り扱い不良、修理、改修等に起因して生じた故障、損害。

(報告、連絡義務)

第5条 受託者は、点検の結果について委託者に報告書を提出します。また点検の結果、不具合箇所が認められる場合は、遅滞なく委託者にその状況を連絡し、委託者及び受託者の協議の上その処理にあたるものとする。

【別表 対象機器】

機器・用途	メーカー	ユニット型式	ポンプ形式	納入期	台数
給水ポンプ	日立産機システム	SFL-MK2 40×80.52	JD 40×32B-52.2F (9.0A)	1982.7	1